

会員規約 | 競走用馬ファンの契約にあたって

《契約成立前(時)の交付書面》

発行: 株式会社 G1サラブレッドクラブ

(作成年月日: 平成24年6月1日)

目 次

| | |
|--|----|
| 1. 愛馬会法人及びクラブ法人 | |
| (1) 愛馬会法人 | 3 |
| (2) クラブ法人 | 3 |
| 2. 会員から出資された財産の運用形態 | 3 |
| 3. 愛馬会法人への入会 | 3 |
| (1) 入会資格と入会手続 | 3 |
| (2) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約 | 4 |
| 4. 商品投資受益権の販売に関する事項 | |
| (1) 出資申込の方法並びに出資金等払込の期日及び方法等 | 4 |
| (2) 『会員証』の送付 | 5 |
| (3) 会員資格の喪失及び遅延利息の支払等 | 5 |
| (4) 商品投資受益権の名称 | 5 |
| (5) 販売予定総額及び口数 | 5 |
| (6) 販売単位 | 5 |
| (7) 出資申込期間及び取扱場所 | 5 |
| (8) 競走馬出資金のクラブポイント制度について | 5 |
| (9) 本店の所在地等及び顧客が営業者に連絡する方法 | 6 |
| 5. 愛馬会法人が会員から徴収する会費及び追加出資金等の徴収方法 | |
| (1) 会費 | 6 |
| (2) 維持費出資金 | 6 |
| (3) 保険料出資金（競走馬保険料相当額） | 7 |
| (4) 海外遠征出資金 | 7 |
| (5) 事故見舞金返還義務出資金 | 7 |
| (6) GI競走優勝に係わる「祝賀費用預り金」及び「祝賀費用精算金」 | 7 |
| 6. 匿名組合損益の帰属 | 7 |
| 7. 会員への利益分配額に対する課税方法及び税率 | |
| (1) 会員が個人の場合 | 8 |
| (2) 会員が法人の場合 | 8 |
| 8. 匿名組合契約（商品投資契約）期間に関する事項 | 8 |
| 9. 匿名組合契約（商品投資契約）の変更に関する事項 | 8 |
| 10. 匿名組合契約の解除に関する事項 | |
| (1) 解約の可否及び買取りの有無 | 8 |
| (2) 商品投資契約解除によるファンへの影響 | 8 |
| (3) クーリングオフの制度はありません | 8 |
| 11. 商品投資受益権の譲渡に関する事項 | 8 |
| 12. 会員から出資を受けた財産の投資の内容及び財産管理方針に関する事項 | |
| (1) 商品投資の内容及び投資制限 | 8 |
| (2) 借入れ、集中投資、他の商品ファンへの投資及び流動性に欠ける投資対象への投資の有無 | 8 |
| (3) 当該出資馬の繰上げ運用終了の有無 | 9 |
| (4) 運用開始予定日について | 9 |
| (5) 運用終了予定日について | 9 |
| 13. 商品投資販売契約等の種類並びに会員の権利及び責任の範囲 | |
| (1) 商品投資販売契約の種類 | 9 |
| (2) 事業報告書の縦覧について | 9 |
| (3) 会員から出資された財産の所有関係 | 9 |
| (4) 会員の第三者に対する責任の範囲 | 9 |
| (5) 出資された財産が損失により減じた場合の会員の損失分担に関する事項について | 9 |
| (6) 会員から出資された財産に関する収益及び出資馬の売却に伴う代金の受領権 | 10 |
| 14. 競走用馬ファン（当該出資馬）の賞金から出費・拠出される管理報酬及び手数料について | |
| (1) 賞金からの控除 | 11 |
| (2) 営業者の報酬 | 11 |
| 15. 分配に係る出資返戻金と匿名組合契約に基づく利益分配額への区分方法 | 12 |
| 16. 競走用馬ファン（当該出資馬）の支払金の分配方法及び分配時期に関する事項 | |
| (1) 月次分配 | 12 |
| (2) 年次分配 | 12 |
| (3) 引退精算分配 | 12 |
| (4) 適用除外（支払金の留保） | 12 |
| 17. 運用終了（引退）時の支払について | |
| (1) 引退精算分配の金額の計算方法 | 13 |
| (2) 支払方法及び支払時期 | 13 |
| 18. 会員への運用状況の報告の方法、頻度及び時期 | 13 |
| 19. 競走用馬ファン（当該出資馬）に係る資産評価に関する事項 | 13 |
| 20. 計算期間に係る競走用馬ファン（当該出資馬）の貸借対照表及び損益計算書の書類に関する公認会計士又は監査法人の監査を受ける予定の有無 | 13 |
| 21. 当該商品投資契約に係わる紛議について | 13 |
| 22. 商品投資契約に係る法令等の概要 | 13 |
| 23. 愛馬会法人の本店において事業報告書を縦覧できる旨 | 13 |
| 24. 賞品売却分配金の算出方法について | 13 |
| 25. 当該出資馬の海外遠征 | 14 |
| 26. 地方競馬での運用と地方転籍について | |
| (1) 地方競馬での運用 | 14 |
| (2) 地方競馬への転籍とその判断 | 14 |
| 27. 当該出資馬が種牡馬となる場合について | |
| (1) 転用の可否、転用時期、繁養先等の決定者 | 14 |
| (2) 繁養先並びに売却価格等の決定方法 | 14 |
| (3) 種牡馬賃貸契約の概要について | 15 |

1. 愛馬会法人及びクラブ法人

(1) 愛馬会法人

- ・商 号：株式会社G1 サラブレッドクラブ
- ・住 所：東京都港区六本木3丁目16番12号
六本木KSビル3階
- ・代 表 者：村井良孝
- ・登録番号：関東財務局長（金商）第2411号
- ・資 本 金：1,000万円
- ・主要株主：村井良孝、小池榮樹
- ・他に行っている事業：該当なし

(2) クラブ法人

- ・商 号：株式会社G1 レーシング
- ・住 所：東京都港区六本木3丁目16番12号
六本木KSビル3階
- ・代 表 者：小池榮樹
- ・登録番号：関東財務局長（金商）第2412号
- ・資 本 金：1,000万円
- ・主要株主：小池榮樹、村井良孝
- ・他に行っている事業：該当なし

2. 会員から出資された財産の運用形態

顧客は、愛馬会法人の運営する愛馬会に入会し愛馬会会員となります（以下「会員」または「出資会員」という）。会員と愛馬会法人との間の匿名組合契約及び愛馬会法人とクラブ法人との匿名組合契約を通じて行われる競走用馬（または「競走馬」という）への出資、運用、分配の仕組としては、概略以下のとおりとなります。①会員は、出資の対象となる競走用馬を選択し、愛馬会法人との匿名組合契約に基づき、これに対応する出資金を愛馬会法人に支払う。②愛馬会法人は、この出資金をもって競走用馬（本書面において「当該出資馬」という）を取得する。③愛馬会法人は、クラブ法人との匿名組合契約に基づき、当該出資馬を日本中央競馬会（以下「JRA」という）及び地方競馬全国協会（以下「NAR」という）に馬主登録のあるクラブ法人に現物出資する。④クラブ法人は、当該出資馬をJRA等（※NARが管轄する地方競馬に登録・在籍させる場合があり、この詳細については、後述「26. 地方競馬での運用と地方転籍について」を参照。）の競走に出走させることにより運用する。⑤クラブ法人は、当該出資馬をJRA等の競走に出走させることにより得られた賞金（※後述「13. (6)①」参照）その他収入から諸経費等を控除した額（本書面において経費等を控除した額は「獲得賞金等分配対象額」という）を、愛馬会法人に対して分配する。⑥愛馬会法人は、当該分配額を出資口数に応じて算出し、会員に対して分配する。⑦会員は、競走用馬の購入代金に対応する出資金（以下「競走馬出資金」という）のほか、維持費出資金その他の追加出資金を支払う。

獲得賞金等分配対象額は、一定の基準（※後述「15.」記載のとおり）に従い出資返戻金と利益分配額に区分計算します。愛馬会法人は、この分配作業を月次において行い、会員に分配します（以下「月次分配」という）。

獲得賞金等分配対象額のうち、JRA等がクラブ法人に支払う賞金からは、源泉徴収が行われます（以下「JRA等の源泉徴収」という）。また、愛馬会法人とクラブ法人との間の当該出資馬の現物出資は匿名組合契約で行われることから、クラブ法人から愛馬会法人に賞金が支払われる際、匿名組合の利益分配に対して20%が源泉徴収されます（以下「クラブ法人の源泉徴収」という）。

「JRA等の源泉徴収」に伴う源泉徴収所得税はクラブ法人に帰属し、また、「クラブ法人の源泉徴収」に伴う源泉徴収所得税は愛馬会法人に帰属しますが、計算期間（※後述「12. (6)」参照）終了後において、クラブ法人及び愛馬会法人の各々の決算にあって上記各源泉徴収所得税を精算し、クラブ法人が「JRA等の源泉徴収」を、愛馬会法人が「クラブ法人の源泉徴収」を受けた場合には、このいずれの源泉徴収所得税についても、源泉税精算相当額として愛馬会法人から会員に分配されるものとします。この分配作業は年次において行い、一定の基準（※後述「15.」記載のとおり）に従い出資返戻金と利益分配額に区分計算して会員に分配します（以下「年次分配」という）。

当該出資馬について、やむを得ない理由によりJRA等の競走馬登録を断念せざるを得ない、あるいはJRA等の競走馬登録を抹消する、などの事由で運用が終了する際に分配金のある場合には、愛馬会法人は引退時における分配作業を行い、一定の基準（※後述「15.」記載のとおり）に従い出資返戻金と利益分配額に区分して会員に分配します（以下「引退精算分配」という）。

なお、分配は収入を得た場合に行われますので、「月次・年次・引退精算」による各分配は、必ずしも予定されたものではありません。

愛馬会法人は、月ごとの計算期間（当該月の1日から31日）末日に会員への分配金・追加出資金・未分配金の額等をまとめ、原則として翌月22日に通知します。

3. 愛馬会法人への入会（新規に入会される方はよくお読みください）

(1) 入会資格と入会手続

募集馬に対して出資を希望する顧客については、まず、愛馬会法人に入会して会員資格を取得していただく必要があります。本書面を熟読の上、以下に定める所定の手続きを行ってください。ただし、未成年者、成年被後見人、被保佐人、破産者、競馬闘争禁（停）止者、暴力団関係者等のいわゆる暴力団等反社会的勢力とみなされる者は入会できません。顧客は、暴力団等反社会的勢力でないことを表明、確約します（次項(2)を参照）。また、顧客自らの事業目的に愛馬情報等を利用する蓋然性があると愛馬会法人が判断した場合、入会をお断りする場合があります。

事前に、

- ・『入会申込書』
- ・『預金口座振替依頼書』（※ダイナースクラブカード決済の方は除く）
- ・『本人確認書類』添付（※運転免許証等のコピー）

に必要事項を記入し、愛馬会法人に送付して下さい。

入会申込書をお送りいただいた方には、愛馬会法人から『2012年度募集馬会員募集のご案内（募集馬カタログ）』をお送りいたしますので、後述「4. (1)①」に記載の「出資申込みの方法等」をお読みいただいたうえ、出資希望馬の選択を行って下さい。なお、会員資格の成立及び、入会金、会費等のお支払いについては、出資申込みを経て商品投資契約が成立した後となります。

本年6月1日の1歳馬新規会員募集開始に際して事前に、またそれ以後に入会の登録を受けた方で、本年11月末までに商品投資契約が成立しない場合については、提出していただいた入会申込書はその効力を失い、翌年あらためて、同様の手順により入会手続きをとっていただきます。

『会員証』の発行は、後述「4. (2)」記載のとおり、出資馬の

商品投資契約成立後となります。また、会員資格が喪失する場合については、後述「4. (3)」に記載しています。

(2) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約

- ① 会員（顧客）は、現在または将来にわたって、次に掲げる反社会勢力のいずれにも該当しないことを表明、確約します。
 - ・暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等もしくは社会運動等標榜ゴロ
 - ・その他前記に準ずる者
- ② 会員（顧客）は、自らまたは第三者を利用して次に掲げる事項に該当する行為を行なわないことを表明、確約します。
 - ・暴力的な要求行為。法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ・取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ・風説を流布し、偽計または威力を用いて信用を毀損し、業務妨害する行為
 - ・その他前記に準ずる行為
- ③ 会員（顧客）は、上記①の各種のいずれかに該当し、もしくは②の各種のいずれかに該当する行為をし、または①にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、通知により会員資格が失効したとしても一切異議を申し立てることができません。また、これにより損害が生じた場合でも、一切会員（顧客）の責任とします。

4. 商品投資受益権の販売に関する事項

(1) 出資申込の方法並びに出資金等払込の期日及び方法等

① 出資申込の方法等

会員は、『出資申込書』の送付（※別途定められた指定期間に愛馬会法人に送付して、抽せん等により決定した出資希望馬について当選すると同時に商品投資契約が成立する方法）または、電話（口頭）による申込み（愛馬会法人に口頭による申込みをすると同時に商品投資契約が成立する方法）のいずれかの方法で出資申込みを行ってください。

商品投資契約が成立した場合、愛馬会法人は会員に対して、

- ・『出資契約書』

- ・『ご請求書』

※初めて出資される会員（ダイナースクラブカード決済の方は除く）の場合であって、それ以外の会員には『競走馬出資金等自動振替のお知らせ』を送付します。

会員は『出資契約書』のうち、『愛馬会法人送付分』に署名押印のうえ愛馬会法人に返送します。前述のとおり、『出資申込書』の送付による出資馬の決定または電話（口頭）による申込みにて商品投資契約はすでに成立していますが、契約締結時の交付書面として、愛馬会法人、会員が各1通を保存します。なお、契約締結日は、愛馬会法人が会員に出資契約書を通知した日となります。

② お支払いの方法

i 初めて出資される会員（ダイナースクラブカード決済の方は除く）の場合

送付した『ご請求書』に記載している後述「④『ご請求書』の記載事項」の金額を、出資の申込み（商品投資契約成立の日）から10日以内に、愛馬会法人指定の銀行口座へ送金（振込手数料は会員負担となります）して下さい。

なお、初回の競走馬出資金をお振込みいただきました会員に対して、2回目以降のお支払いスケジュールを記載し

た『競走馬出資金等自動振替のお知らせ』を送付しますので、後述「ii それ以外の会員の場合」を参照して下さい。

ii それ以外の会員の場合

会員指定の金融機関口座から自動振替による方法となります。ご送付した『競走馬出資金等自動振替のお知らせ』には、出資金の自動振替スケジュールを記載しておりますので、会員指定の銀行口座に、振替日の前日までに資金をご用意ください。振替日は、毎月6日【ダイナースクラブカード決済の方は10日】（金融機関が休業日の場合は翌営業日）となります。

また、自動振替の手続きが完了していない会員は、『ご請求とお支払金額のご案内』に記載されている金額を振替日と同月の10日までに愛馬会法人が指定する金融機関口座に入金されるようお振込み下さい（振込手数料は会員負担となります）。

③ ご注意

本商品投資契約につきましては、出資元本の保証されたものではありません（※後述「13. (5)」参照）。また、契約成立から契約終了までの間、中途解約など契約の解除はできません（※後述「10.」参照）。また、当該出資馬の血統及び飼養管理に係わる繫養先につきましては、『2012年度募集馬会員募集のご案内』に記載しています。本書面並びに『2012年度募集馬会員募集のご案内』をよくお読みいただき、競走用馬ファンドの特徴とリスクをご理解のうえ、出資をお申込みください。

④ 『ご請求書』または『競走馬出資金等自動振替のお知らせ』の記載事項

i 基本的な記載項目

- 入会金：31,500円（税込。初めて出資される会員のみ）
- 競走馬出資金：

1頭の募集総額並びに1口当たりの募集価格については『2012年度募集馬会員募集のご案内』に明記しています。

競走馬出資金のお支払い方法については、一括払いと分割払いがあります。一括払いの場合は、募集馬が1歳馬の期間中に会員が出資申込み（出資契約の成立）を行なった場合に、募集価格から2%相当額が割り引かれます。また、分割払いの場合の分割回数は最大10回です。

ただし、分割払いの場合には、当該出資馬が2歳6月に到達する月分までの期間内に分割払いを完了することが必要です。したがって、分割払いの回数は、出資のお申込み時期により短縮されます。※例えば、1歳7月に商品投資契約が成立した場合は10回。翌月の8月なら9回、9月なら8回の分割払い回数が原則となります。

なお、当該出資馬の運用開始は2歳1月1日からとなりますので（後述「12. (4)」及び「13. (5)」参照）、同日以降に当該出資馬の死亡その他の理由により運用が終了した時点でなお未払いの競走馬出資金がある場合（分割払い制度に基づく未払分を含む）には、会員はかかる未払い競走馬出資金（募集価格に出資口数を乗じた金額から既払い分を控除した残額）を愛馬会法人に対し納入することを要します。但し、死亡保険金（後述「5. (3)」参照）を受ける場合、保険金はまず競走馬出資金の未払分に充当され、残余の保険金のみが会員に分配されます。

また、競走馬出資金の金額については、後述(8)の「ク

- 「ラブポイント制度」に該当する場合、所定の計算により算出された金額が競走馬出資金に充当されます。
- ii) 当該出資馬の1歳11月以降に出資する場合に付加する項目
- 維持費出資金（飼養管理費用相当額）：
※後述「5.(2)」参照。
 - 保険料出資金（競走馬保険料相当額）：
※後述「5.(3)」参照。
- (2) 『会員証』の送付
愛馬会法人は、当該出資馬の匿名組合契約成立後『会員証』（※新規会員に限ります）を送付します。
- (3) 会員資格の喪失及び遅延利息の支払等
- ① 会員が、支払義務の発生している競走馬出資金、維持費出資金、保険料出資金、会費等について、愛馬会法人指定の納入期日までに支払いを履行しない場合、愛馬会法人は会員に対して、当該債務額に対して年率20%の割合による延滞利息の支払を求めます。また、愛馬会法人から会員に分配される予定の支払いは、保留・延期されます（後述「16.(4)」参照）。なお、かかる滞納が頻繁に繰り返される場合、あらたな出資申込みを受け付けかねる場合がありますのでご注意ください。
 - ② 会員が、前項の納入期日から2ヵ月以上納入義務を履行しない場合には、その会員資格は喪失するものとし、さらに会員が有していた分配請求権並びに当該出資馬に係る一切の権利も消滅するものとします（納入済みの出資金等は一切ご返金いたしかねます）。この場合、当該出資馬の商品投資受益権は愛馬会法人が承継します。また、会員は速やかに『会員証』を愛馬会法人に返還するものとします。
 - ③ 会員が、次の事項に該当して愛馬会法人の円滑な運営を妨げた場合、愛馬会法人はかかる会員に対して退会を求めることができ、また、退会を求めなかった場合においても、新たな出資申込みを受け付けない場合があります。
 - ・本書面の後述「13.(4)」の記載内容に違反した場合
 - ・いわゆる暴力団等反社会的勢力とみなされる場合（前述「3.(2)」参照）
 - ・愛馬会法人、クラブ法人と、あたかも密接な係わり合いのあるよう公表し、事業目的に利用するなどの迷惑行為をした場合
 - ・愛馬会法人以外の関係各所に、みだりに訪問するなど迷惑行為をした場合
 - ・愛馬会法人が会員に貸与しているホームページの会員個々のユーザーID、パスワードを公表漏洩し、不正使用と認められた場合
 - ・ホームページ等、愛馬会法人に権利が属するものを無断に複製・転載等した場合
 - ・愛馬会法人、クラブ法人、当該出資馬及びそれらの関係者に対して、公共の媒体（テレビ、ラジオ、インターネット、雑誌等）または公の場にて、誹謗中傷と受け取れる内容の発言等を行い、社会的評価を低下させ、愛馬会法人及びクラブ法人に不利益を及ぼし、あるいはその可能性が生じた場合
 - ・上記の他、公序良俗に反する行為を行う場合
- (4) 商品投資受益権の名称
『2012年度募集馬会員募集のご案内』をご覧下さい。
- (5) 販売予定総額及び口数
1頭当たりの募集価格は、募集馬によってそれぞれ異なります
- ので、『2012年度募集馬会員募集のご案内』をご参照下さい。
1頭の募集口数は全て40口で募集しております。
- (6) 販売単位
1頭を40口に分割し、愛馬会法人は、全ての募集馬について1口単位で販売しています。
- (7) 出資申込期間及び取扱場所
- ① 申込期間
売出日（※『2012年度募集馬会員募集・募集方法のご案内（各募集馬が掲載されたカタログに同封）』等に明記）から、
 - ・愛馬会法人からクラブ法人に対して当該出資馬の現物出資を完了した日
 - ・募集口数が満口になった時点
 のいずれかの早い日までとします。
 - ② 申込取扱場所
お申込みは、愛馬会法人の事務所（※後述(9)参照）において営業時間内（午前10時より午後5時まで。休業日は火曜日及び土日祝日です）に受け付けています。
また、別途定められた指定期間に内、愛馬会法人に『出資申込書』を送付する、または愛馬会法人に設置した専用電話に申込む期間を設けています。
- (8) 競走馬出資金のクラブポイント制度について
競走馬出資金の納入をもって、新規出資するさいに競走馬出資金の金額に充当することができる「クラブポイント」が会員に付与されます。クラブポイントの利用については、下記に定めるクラブポイント利用規定にしたがいます。

クラブポイント利用規定

第1条 定義

本規定は、株式会社G1サラブレッドクラブ（以下「クラブ」といいます。）が、競走馬出資金の支払金額に応じて会員に付与するポイント（以下「クラブポイント」といいます。）について、適用ルールを定めるものです。

第2条 クラブポイントの付与

1. クラブは、会員が納入する競走馬出資金に基づいて、クラブが定める方法によりクラブポイントを計算し、対象会員に付与します。
2. クラブポイントは、競走馬出資金の5%に相当する額を1円=1ポイントと換算して1頭ごとに付与するものとします。ただし、小数点以下のポイントについては切り捨てとします。
3. 本条第1項にかかわらず、クラブポイント付与の対象金額は、会員が現実に支払った金額とし、下記(1)から(4)の金額については、ポイント付与の対象から除外します。
 - (1) 募集開始年の12月末までの一括払い申込みによる2%の割引金額
 - (2) 特別割引制度（旧会員規約に規定の制度）に基づく割引金額
 - (3) クラブポイントを使用した金額
 - (4) 分割払期間中に死亡保険が適用となる場合における同日以降に予定されていた競走馬出資金の分割払い残金
4. 対象会員が支払期日に競走馬出資金の納入を怠った場合は、いったん付与された当該ポイントを取り消すことがあります。

第3条 クラブポイント付与の通知と使用開始可能日

1. クラブは、競走馬出資金の支払いに関して、毎月22日に

発行する「ご請求とお支払金額のご案内」(以下「毎月の明細書」といいます。)において、クラブポイント付与数及び当該時点までの累積クラブポイント数を記載します。

2. クラブポイントは、付与された旨が記載された毎月の明細書の発行日に発生するものとし、同日以後の新規出資の申込みからこれを使用できるものとします。

第4条 クラブポイントの有効期限

クラブポイントの有効期限はありません。対象会員が退会となるまで、クラブポイントは使用可能となります。

第5条 クラブポイント付与率の変更

クラブは、会員にあらかじめ告知することなく、クラブポイント付与率を変更することができるものとします。但し、かかる変更は発生済みのクラブポイントには何ら影響しません。

第6条 クラブポイントの譲渡禁止

対象会員は、理由の如何を問わず自己に付与されたクラブポイントを第三者に譲渡することはできません。

第7条 権利の喪失

退会その他の事由により会員資格を喪失した場合、対象会員は自己に付与されたクラブポイントを喪失するものとします。

第8条 クラブポイントの使用方法について

1. 付与されたクラブポイントは、同ポイント発生日以降新規申込みの競走馬出資金に充当することができます。
2. クラブポイントは、1ポイント=1円として使用することができます。
3. 有効なクラブポイントを有する会員が新規の出資申込みをする場合には、特に申し出のない限り、クラブは自動的にクラブポイントを競走馬出資金に充当することとします。
4. 複数の馬に同時に出資申込みをする場合、クラブポイントは各募集価格に応じ比例按分して充当するものとします。
5. クラブポイントは、現金に換えることはできません。

第9条 ポイントの消滅

ファンとして運用開始前の1歳時に引退が決定して競走馬出資金が返金となる場合は、当該競走馬出資金の支払いによって付与されたポイントは、ポイント付与時に遡って消滅するものとします。この場合、会員がすでに当該ポイントを使用して他の競走馬への出資申込みをしていた場合には、当該ポイント使用金額に相当する競走馬出資金について支払義務が発生します。なお、この競走馬出資金支払金額に対しては、クラブポイントが付与されるものとします。

第10条 本規定の改定

クラブは、運営上の事情により本規定を改定することができます。この場合、クラブは変更事項を毎月の明細書に同封する等の方法により、会員に改定された内容を告知します。

(9) 本店の所在地等及び顧客が営業者に連絡する方法

本店所在地並びに電話番号は以下のとおりです。顧客が営業者（愛馬会法人）に連絡する方法等については、訪問もしくは電話連絡の方法により、本店において、以下の時間帯で受け付けます。

東京本店：〒106-0032

東京都港区六本木3-16-12 六本木KSビル3F

TEL. 03-3505-4111

(いずれも受付時間は10:00～17:00。火・土・日・祝日 休業。)

5. 愛馬会法人が会員から徴収する会費及び追加出資金等の徴収方法

愛馬会法人は、以下の項目について、その支払義務の発生に応じて会員指定の金融機関口座から自動振替をする該当月の前月の原則22日に、会員に対して計算月分ごとの『ご請求とお支払い金額のご案内』を送付します。

なお、以下の【※】書きは、ダイナースクラブカードをご利用されている会員に適用となりますのでご注意下さい。

- (1) 会費（新規に会員になられる方は、よくお読み下さい。）

会費は、愛馬会法人の運営費等に充てられるもので、商品投資契約成立の日の属する月分から支払義務が発生し、出資口数にかかわらず毎月1名につき1,575円（税込）の費用をお支払いいただこととなります。

会費のお支払い方法は、支払義務発生月の2ヵ月後の6日【※10日】（金融機関が休業日の場合は翌営業日）から自動振替を開始させていただきます。

また、自動振替の手続きが完了していない会員は、『ご請求とお支払い金額のご案内』に記載されている金額を振替日と同月の10日までに愛馬会法人が指定する金融機関口座に入金されるよう現金振込して下さい（振込手数料は会員負担となります）。自動振替が振替不能となった場合についても、同様の取扱いとなります（ダイナースクラブカード決済は除く）。

- (2) 維持費出資金

当該追加出資金は、当該出資馬の運用において生じる飼養管理に要する費用（育成費・厩舎預託料・各種登録料（G I レース等の追加登録料を含む）・治療費・輸送費等。以下「維持費」という）に相当するものです。

会員は、2歳1月1日から、当該経費の負担義務が生じますので、次の方法により追加出資します。

- ① 会員は、クラブ法人の維持費出費に備え、当該出資金の初回金として、1口当たり25,000円（1頭当たり100万円）の金額を、2013年2月6日の自動振替【※2月12日】に支払います。

② クラブ法人は、毎月生じる維持費を前述①で会員の納入した100万円の内から出費します。当該月の出費が100万円を超える場合には、クラブ法人がその不足額につき一時的に立て替えて出費します。会員は、その翌月より、当該出費により減じた維持費出資金が毎月初回金と同じ100万円に戻るよう、100万円に対する不足額を追加出資します。したがって、会員が支払う維持費出資金の追加出資額は、毎月一定ではなく変動します。

- ③ 会員は、2013年1月分（3月6日の自動振替）【※3月11日】から、②の追加出資金を、当月分を翌々月の初旬に自動振替する方法により支払います。

④ 初回金の1口当たり25,000円（1頭当たり100万円）は、出資馬が引退・運用終了する際に、会員への返金対象として分配します。

なお、支払義務発生後に会員が当該出資馬に出資申込みをした場合であっても、2歳1月分からの維持費出資金は遡及して、会員に負担していただこととなりますので、初回の競走馬出資金と合わせてお支払いいただきます。

また、自動振替の手続きが完了していない会員は、『ご請求とお支払い金額のご案内』に記載されている金額を振替日と同月の10日までに愛馬会法人が指定する金融機関口座に入金されるよう現金振込して下さい（振込手数料は会員負担

となります)。自動振替が振替不能となった場合についても、同様の取扱いとなります(ダイナースクラブカード決済は除く)。

なお、クラブ法人が出費する維持費には、特別登録料、手術代金、会員・調教師等に供する写真代等の優勝記念品代金等、馬主慣行に則った一切の代金が含まれます。

(3) 保険料出資金(競走馬保険料相当額)

当該出資馬は、民間の損害保険会社が取り扱う競走馬保険(死亡保険)に2歳1月1日より加入するものとし、保険年度は1月1日に始まり12月31日までとします。

2歳馬の保険料に係る会員の負担義務は、当該出資馬が2歳1月に到達した月に発生します。同様に3歳馬以降の競走馬保険料のお支払いについては、当該馬齢に到達する当該年1月に負担義務が発生します。会員には、保険料出資金を当該出資馬の出資口数に応じて当該年齢に達する前月(12月)に下記①の方法によりお支払いいただきます。

なお、負担義務発生後に会員が当該出資馬に出資申込みをした場合であっても、2歳馬の年間保険料出資金は、会員に負担していただくこととなりますので、初回の競走馬出資金お支払いと合わせてお支払いいただきます。

① 当該出資金のお支払い方法

当該出資馬の1歳12月6日【※10日】(金融機関が休業日の場合は翌営業日)に自動振替によりお支払いいただきます。

3歳馬以降の競走馬保険については、当該馬齢に到達する前年12月6日【※10日】(金融機関が休業日の場合は翌営業日)に自動振替によりお支払いいただきます。

また、自動振替の手続きが完了していない会員は、『ご請求とお支払い金額のご案内』に記載されている金額を振替日と同月の10日までに愛馬会法人が指定する金融機関口座に入金されるようお振込み下さい(振込手数料は会員負担となります)。自動振替が振替不能となった場合についても、同様の取扱いとなります(ダイナースクラブカード決済は除く)。

② 注意事項

クラブ法人は、保険約款に従って当該出資馬の競走馬保険に対応することになります。当該保険約款を要約すると以下のとおりとなりますのでご注意下さい。

i 当該出資馬の保険加入額は、2歳馬については募集価格の100%、3歳馬については70%、4歳馬以降については50%とします。

ただし、当該出資馬がGⅢ以上の平地重賞競走(海外におけるGⅢ以上、地方競馬におけるJpnⅢ・SⅢ以上、および条件変更などの理由により本来の格付が付されなかった場合の重賞競走を含む)において優勝した場合には、馬齢に関係なく募集価格の100%が保険加入額となりますので、不足金額が生じた場合には日割り計算して会員にはご負担していただく必要があります。

ii 年間の保険料は、保険加入額の3%(本書面作成日現在)となっています。

iii 当該出資馬が障害競走に出走する場合、レース当日のみ(障害競走中に起因した事故によりレース翌日以降に保険金支払い対象となる場合を含む)、馬齢、募集価格に係りなく保険金額は200万円に変更となります。この場合でも、保険料の追徴・返戻等は行われません。

iv 当該出資馬が年度途中に引退した際に保険会社より支払われる解約返戻金があった場合には、引退精算分配(※

後述「16.(3)」に記載のとおり)により会員に返戻、分配します。

v 当該出資馬につき不慮の事故が起こった場合は、支給された保険金をもってその損害全てに対する補填とします。会員は、愛馬会法人及びその関係者に対して一切損害賠償請求はできません。

vi 分割払にて出資を申込まれた会員については、競走馬出資金の分割払期間中に死亡保険事故が発生した場合に限り、納入済みの競走馬出資金相当額分の保険金の分配を受けることが可能です。保険金はまず競走馬出資金の未納分に充当され、残余の保険金のみが会員に分配されます。

vii 競走馬保険は死亡保険ですが、本書面作成日現在、保険料の増額を伴わない限度で、競走能力喪失の特約を附加しています。これは、保険会社の指定獣医から競走能力喪失の診断を受けた場合にのみ、死亡保険加入額の10%が加入者に支払われるもので、愛馬会法人は、保険金額全額を出資口数に応じて会員に分配します。

(4) 海外遠征出資金

当該出資馬が海外における競走に出走(以下「海外遠征」という)するために生じた、輸送費、検疫・輸送等の帶同人件費、登録料、海上保険等の経費について、会員は、これを出資口数に応じて負担する義務があります。この経費を賄うため、海外遠征以前に概算による費用見込み額を、またはレース後に、生じた費用を、愛馬会法人所定の指示に従って、会員は追加出資します(※詳細については後述「25. 当該出資馬の海外遠征」を参照)。

(5) 事故見舞金返還義務出資金

事故見舞金支給規定に定められた休養期間の満了前に当該出資馬が復帰・出走した場合、受領済みの従前の事故見舞金の一部金額につき、中央競馬馬主相互会より返還を求められる場合があります。従前の事故見舞金が会員に分配された後に当該返還請求を受ける場合、会員に返還義務が生じ、会員は当該出資金を追加出資のかたちで返還します。

(6) GⅠ競走優勝に係わる「祝賀費用預り金」及び「祝賀費用精算金」

当該出資馬がGⅠ重賞競走(JGⅠ、海外、JpnⅠ・SⅠ等地方における競走を含む)に出走して優勝したさい祝賀行事の行われる場合があり、出資会員は、愛馬会法人の案内にしたがって祝賀行事を主催します。出資会員は、祝賀費用(祝賀会開催、優勝記念品制作など)の概算見積額相当額を「祝賀費用預り金」として、出資口数に応じて愛馬会法人に自動振替の方法により納入します。祝賀費用預り金は、優勝本賞金の10%以内とします。愛馬会法人は、祝賀費用預り金から費用実費を賄い、精算した後余剰金が生じる場合は、「祝賀費用精算金」として出資会員に返金します。なお、祝賀費用預り金、祝賀費用精算金については、匿名組合運用に係わる出資・分配とは取り扱われないものとします。

6. 匿名組合損益の帰属

クラブ法人は、計算期間末に匿名組合契約に係る損益計算書を作成します。当該損益計算は、賞金等の収入から厩舎預託料、保険料、競走馬の減価償却費、進上金、営業者報酬等の費用を控除して、利益あるいは損失を算出します。算出された匿名組合損益は、出資馬に対する出資口数の割合に応じ会員に帰属します。

7. 会員への利益分配額に対する課税方法及び税率

愛馬会法人は、確定申告の用に供するため、『匿名組合契約等利益の分配金の所得税申告資料』を会員に送付します。

(1) 会員が個人の場合

個人会員（愛馬会法人の個人会員）の「2. 及び15.」で定める獲得賞金等分配対象額のうち利益分配額となる金額は、雑所得として他の所得と合算され通常の所得税率により総合課税されます。（分配の際に源泉徴収の対象となり徴収された所定の所得税（20%）は、確定申告時に精算となります。）

また、計算期間中に当該出資馬の匿名組合契約から生じた損失金は、次の計算期間以降に生じた利益により填補されるまで繰越します。したがって、他の出資馬の匿名組合契約から生ずる利益に対する必要経費に算入することはできません。ただし、当該出資馬の匿名組合契約が終了した際に生じた損失金は雑所得内で損益通算が可能です。なお、雑所得は他の所得とは損益通算できません。

(2) 会員が法人の場合

法人会員（愛馬会法人の法人会員）の「2. 及び15.」で定める獲得賞金等分配対象額のうち利益分配額となる金額は、法人税の課税所得の計算上、益金の額に算入し、通常の法人税率により課税されます。また、期末における当期損益分配額が損失の場合、当該損失金は当該法人会員の課税所得の計算上損金の額に算入されます。

当該出資馬の匿名組合契約が終了した際に利益分配額として受け取った金額は、益金として通常の法人税により課税されます。一方、当該出資馬の匿名組合契約が終了した際の損失金については、法人税の課税所得の計算上、損金の額に算入されます。

8. 匿名組合契約（商品投資契約）期間に関する事項

当該出資馬の匿名組合契約期間は、会員と愛馬会法人との商品投資契約成立日から、当該出資馬の運用終了後、愛馬会法人から会員に請求するうえで最終となる維持費出資金等追加出資金の納入、及び愛馬会法人から会員に支払う引退精算分配等（後述「16. (3)」参照）に係る引退精算金等の分配の、双方の支払いが完了した期日までとなります。当該出資馬の匿名組合契約は、上記の「双方の支払いが完了した期日」をもって解除するものとします（運用終了については、後述「12. (5)」参照）。

9. 匿名組合契約（商品投資契約）の変更に関する事項

当該出資馬の商品投資契約は、当該契約が終了するまで本書面に記載する事項の内容が適用されますが、仮に、記載事項の内容について変更しなければならない事態が生じた場合には、愛馬会法人は、原則として会員に対して同意を得たうえで変更を行います。また、現在適用になっている法律の改正及びその他法律の適用を新たに受ける事となった場合においてはその法律が優先されるため、記載事項の内容について変更しなければならない場合があります。

10. 匿名組合契約の解除に関する事項

(1) 解約の可否及び買取りの有無

当該出資馬の匿名組合契約が終了するまで、中途解約、契約解除はできません（配当金分配事務の不履行など、愛馬会法人が著しい義務の不履行を行った場合を除く）。

これに違反した場合、会員資格の喪失（※前述「4. (3)」参照）

となりますのでご注意ください。出資にあたっては、十分にご検討のうえ出資してください。また、愛馬会法人は、商品投資受益権の買取申出は一切受けつけません。

(2) 商品投資契約解除によるファンドへの影響

会員資格喪失などにより、万が一多数の商品投資契約解除があった場合でも、当該出資馬の運用に影響はありません。

(3) クーリングオフの制度はありません

競走用馬ファンドは金融商品取引法第37条6（書面による解除）の適用を受けず、本商品投資契約にクーリングオフ制度（契約成立直後の一定期間内における無条件契約解除）はありません。ただし、出資契約が成立した日から1週間を経過するまでの期間中に、会員から愛馬会法人に対し契約解除を希望する旨を書面にて通知した場合であって、愛馬会法人がやむを得ないと判断した場合には、当該契約の解除が認められる場合があります。

かかる契約解除が頻繁に行われる場合など、愛馬会法人は、当該会員に対して新たな出資申込みを受け付けかねる場合があります。

11. 商品投資受益権の譲渡に関する事項

会員は、会員資格並びに商品投資契約上の地位または商品投資契約上の権利義務を、会員が愛馬会法人に事前に通知することによる相続、遺贈、その他これらに準ずる譲渡をする場合もしくは愛馬会法人に譲渡（無償放棄となり、前述「10. (1)解約の可否及び買取りの有無」が適用となりますのでご了承願います）する場合を除き、第三者に譲渡することはできません。また、商品投資契約上の地位または商品投資契約上の諸権利を、第三者に対し、質入、その他担保設定することはできません。ただし、会員名義の錯誤訂正等に愛馬会法人は、応じる場合があります。

12. 会員から出資を受けた財産の投資の内容及び財産管理方針に関する事項

(1) 商品投資の内容及び投資制限

会員から出資された財産は、金融商品取引業等に関する内閣府令第7条4ニ記載の競走用馬投資関連業務の規定に基づき、競走用馬（競馬法第14条及び第22条に基づき、JRAもしくはNARが行う登録を受け又は受けようとする競走用馬）に限定して投資を行います。

(2) 借入れ、集中投資、他の商品ファンドへの投資及び流動性に欠ける投資対象への投資の有無

① 借入れについて

当該出資馬の運用に伴う預託料等の費用は、会員から出資される維持費出資金で充当します。会員から出資された維持費出資金で賄えない超過額が発生した場合、及び見込むことが困難な出来事に伴う費用については、一時的に愛馬会法人等から資金を借入れることによって補い、最終的な費用負担は当該匿名組合の損益計算を通じて、会員に帰属しますので、会員に対して負担を求めることがあります。

② 集中投資、他の商品ファンドへの投資及び流動性に欠ける投資対象への投資の有無

クラブ法人は、JRA等から支払われた賞金等を活用して、別のファンド等への投資は一切行いません。また、愛馬会法人においても利益分配額、出資返戻金を活用して別のファンド等への投資は一切行いません。

よって、利益分配額、出資返戻金については、会員に対して支払うまでの間、後述(7)のとおり、銀行等の金融機関へ預託し、適切な資金管理を行います。

(3) 当該出資馬の繰上げ運用終了の有無

当該出資馬は、馬体状況、競走成績及びその他の事由により、運用終了日が繰上がる場合があります。

(4) 運用開始予定日について

当該出資馬の運用開始予定日は、2歳到達時（1月1日）とします。

(5) 運用終了予定日について

① 運用終了

愛馬会法人は、当該出資馬をクラブ法人に現物出資します。

現物出資された当該出資馬は、馬体状況及び競走成績等を考慮し、クラブ法人が当該出資馬の所有権に基づいて、JRAまたはNARの競走馬登録の抹消、並びに競走馬登録されていない当該出資馬についての登録をしないことの変更手続を判断し手続きします（次の②に掲げる「種牡馬貯貸契約」の場合を除く）ので、運用終了予定日は未定です。なお、これら競走馬登録抹消等の際ににおいて、JRAの競走馬登録抹消後にNARに競走馬登録をしない場合を含めて、クラブ法人は、愛馬会法人と会員との間で交わされた匿名組合契約の解除または継続を判断します。（本書面において匿名組合契約の解除を「引退」又は「運用終了」という）。

なお、当該出資馬に係る第三者に対しての債権債務が確定していない場合は、当該債権債務が確定した期日をもって運用終了日とします。

② 牝馬（去勢馬を含む）の場合

引退期限の定めはありません。当該出資馬の引退後における第三者等への売却もしくは無償供与等についてはクラブ法人が判断します。

なお、当該出資馬が種牡馬貯貸契約により種牡馬として供されることとなった場合には、種牡馬の貯貸収入が数年にわたり会員に支払われる場合があります（後述「27. (3)」参照）。よって、この場合の「運用終了」とは、上記貯貸収入が最後に会員に支払われた時として読み替えるものとします。また、この場合は、競走生活終了と同時にクラブ法人は愛馬会法人に当該出資馬を現物で返却しますので、当該種牡馬貯貸契約の貸主は愛馬会法人となります。

③ 牝馬の場合

6歳3月末を引退期限としますが、馬体状況及び競走成績等を考慮し運用終了日が繰上がる場合があります。

(6) 競走用馬ファンドの運用に係る計算期間

当該出資馬の計算期間は、毎年12月1日に始まり翌年11月30日に終了するものとし、毎年11月30日を決算日とします。したがって、12月1日から11月30日までに出走した場合の賞金等、並びに同時期に愛馬会法人が受領した事故見舞金等に係わる分配金は、当計算期間（当年の所得計算）に帰属します。ただし、計算期間末の11月に抹消引退となった競走馬の引退精算分配並びに後述「16. (1)」に記載の11月26日から11月30日の間に地方競馬指定交流競走に出走した場合の賞金については、収入費用が計算期間終了後の12月の事務計算にて確定（分配期日は1月末日）となることから、翌計算期間に帰属するものとします。その他、費用収益が確定していない事項については、費用収益が確定した時期の計算期間に帰属するものとします。

(7) 会員から出資を受けた財産の管理口座

金融商品取引法第40条の3及び内閣府令第125条の求めにしたがって、事業者の財産と出資財産とを分別管理するため、営業者（愛馬会法人及びクラブ法人）は、匿名組合運用に関する顧客から受けた出資金を下記の口座にて適切に資金管理します。

・愛馬会法人における出資財産の資金管理口座

三井住友銀行新橋支店 普通預金 2097876

口座名義人 株式会社G1サラブレッドクラブ 匿名組合口

代表取締役 村井良孝

・クラブ法人における出資財産の資金管理口座

三井住友銀行新橋支店 普通預金 2097887

口座名義人 株式会社G1レーシング 匿名組合口

代表取締役 小池榮樹

13. 商品投資販売契約等の種類並びに会員の権利及び責任の範囲

(1) 商品投資販売契約の種類

商法（明治32年法律第48号、以降の改正を含む）第三篇第四章第535条により規定された匿名組合の契約形態であって、会員が匿名組合員となり営業者（本書面において「愛馬会法人」という）に出資し、愛馬会法人が行う営業から生じる利益を匿名組合員（本書面において「会員」という）に分配することを約束する契約です。

(2) 事業報告書の縦覧について

金融商品取引法第47条二に基づき、金融商品取引業者（クラブ法人及び愛馬会法人）が内閣府令に基づき内閣総理大臣に提出する事業報告書は、事業年度終了4ヵ月後から1年の間縦覧することができます。希望する顧客（会員に限らず広く一般が対象となります）は、3営業日前に通知したうえで、通常の営業時間中に愛馬会法人の本店にて縦覧を行います。

(3) 会員から出資された財産の所有関係

会員から出資された財産により取得した競走用馬（本書面において「当該出資馬」という）の所有権は、商法第536条の規定に基づき愛馬会法人に帰属します。愛馬会法人は、当該出資馬の所有権により、商法第535条の規定に基づきJRA等に馬主登録のあるクラブ法人に対して現物出資を行うことによって所有権がクラブ法人に移転します。これに伴いクラブ法人は、当該出資馬の飼養管理、JRA等への競走用馬としての登録、当該出資馬を預託する調教師及び出走する競走（地方指定交流競走、海外の競走、地方競馬の競走を含む）の選択、当該出資馬の引退手続及び引退後の第三者等への処分（※前述「12. (5)」参照）を行うものとします。

(4) 会員の第三者に対する責任の範囲

当該出資馬の会員は、組合員として匿名組合契約に基づき出資した資金及びそれより得られた利益の範囲内で愛馬会法人の行為に責任を負うことになります。

また、当該出資馬に出資した会員は、愛馬会法人の経営及び運用管理に参加することはできません。

なお、会員は当該出資馬の出資者であるが故をもって当該出資馬について馬主行為を行ったり、当該出資馬について調教師、調教助手、騎手、厩務員等と接触すること及びJRA等の厩舎地区に立ち入ることはできません。会員が当該出資馬に関しての問い合わせ等は、必ず愛馬会法人を通じて行うものとします。

(5) 出資された財産が損失により減じた場合の会員の損失分担に

に関する事項について

獲得賞金等分配対象額に含まれる出資返戻金が、当該出資馬に出資した元本を下回る場合があり、この場合、会員が出資した元本の全額は戻りませんので、本商品投資契約は元本が保証されたものではありません。

また、競走用馬によっては、馬体状況等により、競馬に出走することなく引退してしまうこともあるため、収益が保証されているものではありません。

なお、当該出資馬に関する会員の損失負担は2歳到達時期（1月1日）より発生します。従って、2歳到達前に当該出資馬が死亡もしくは競走能力を喪失したことにより廃用となった場合は、やむを得ず本商品投資契約の効力が失われることとなりますので、当該出資馬の納入済みの競走馬出資金及び保険料出資金は、会員に対して全額返金されます。

当該出資馬が2歳到達時期（1月1日）以降においては、死亡、競走能力を喪失して廃用となった事態を含めて、当該出資馬の競走成績の如何に関わらず、当該出資馬の競走馬出資金、維持費出資金及び保険料出資金等その他愛馬会法人に納入済みの一切の金額は会員に対して返金致しません。また、競走馬出資金について会員は、愛馬会法人の請求にしたがって募集価格に充てるまでの金額納入義務から逃れられないものとします。（前述「4. (1)④ i」参照）。

(6) 会員から出資された財産に関する収益及び出資馬の売却に伴う代金の受領権

以下に定める受領権は、当該出資馬の競走馬出資金を一括納入された会員または分割払いを完納した会員が所有します。

① 賞金の受領権

会員が所有する賞金等に係る受領権は、クラブ法人が馬主として当該出資馬を競馬に出走させて得た本賞金、距離別出走奨励賞、内国産馬所有奨励賞、付加賞、出走奨励金および特別出走手当の合計額（本書面において「賞金」という）から、JRA等からの賞金交付時に係る源泉所得税、並びにクラブ法人が愛馬会法人に分配する際に係る匿名組合の利益分配に対する源泉徴収所得税、所定の進上金、消費税、クラブ法人営業経費（営業者報酬）の各項目の合計額、及び愛馬会法人が会員に利益の分配を行う際の源泉徴収所得税を控除した金額にあります。ただし、JRA等からの賞金交付時に係る源泉徴収所得税（※後述「③iv」参照）、並びにクラブ法人が愛馬会法人に分配する際に係る匿名組合の利益分配に対する源泉徴収所得税（※後述「③v」参照）及び消費税（※後述「③vi」参照）は、クラブ法人及び愛馬会法人が精算又は還付後に会員に分配する方法により、次の②に掲げる、JRA源泉精算金、クラブ法人源泉精算金及び消費税精算金として分配されるため、会員に受益権があります。

また、「サマースプリント」「サマー2000」などシリーズに係る褒賞金、同一年度にJRAが定める競走に優勝した馬に対する褒賞金、有馬記念競走における褒賞金、外国の競馬の競走に出走する馬に対する褒賞金（「25. 当該出資馬の海外遠征」参照）など、競馬主催者または競馬統括組織による各種褒賞金の交付を受けた際には、賞金分配と同様の方法により会員に分配されます。ただし、市場取引馬について、セレクトセール・プレミアムなど市場開設者から支給を受けた重賞競走優勝等に係る奨励金に類する金品については、クラブ法人に帰属し、会員に受領権はありません（「14. (2)営業者の報酬」参照）。

なお、地方競馬の競走に出走する場合については、各主催者ごとに独自の賞金体系となりますので、本項規定に準拠します。

② その他の受領権

会員が所有する前記①以外の受領権は、賞品売却分配金（消費税抜き。※後述「③i」参照）、事故見舞金（※後述「③ii」参照）、JRA源泉精算金・クラブ法人源泉精算金、競走取り止め交付金、（賞金にこれらを加えたものを本書面において「賞金等」という）、及び、競走馬登録抹消給付金・同付加金、売却代金（※後述「③iii a 及び b」参照）、保険金（保険事故により支給された額または解約保険料返戻金）、消費税精算金（※後述「③vi」参照）の各項目の合計額を合算した額（本書面において「引退精算金」という）並びに診療費補助金、装蹄費補助金（※後述「③vii」参照）にあります（賞金及び本項のその他の受領権から診療費補助金、装蹄費補助金を除いたものを本書面において「支払金」という）。

③ 注意事項

i 賞品売却分配金の算出について

クラブ法人が馬主としてJRA及びNARの管轄する競馬主催者から取得した10万円を超える純金メダル、金製品、宝飾品等の賞品については、希望する当該出資馬の出資会員に対して売却した代金となります。かかる希望者が複数であった場合には、抽選もしくは入札方式とします。

ただし、10万円以下の比較的低価な賞品の支給を受けた場合や、冠スポンサー提供のいわゆる寄贈賞品（地方競馬の競走に優勝した場合に協賛者から授与される金品を含む）のほか、参加賞、盾、優勝馬のレイ、賞状、及び優勝DVD等については、受領権はクラブ法人にあり、会員に受領権はありません（※詳細については、後述「24.」参照）。

ii 事故見舞金、競走馬登録抹消給付金・同付加金について

事故で一定期間出走できない場合、またはJRAの競走用馬としての登録を抹消する場合に交付を受けるものです。

なお、休養に係る事故見舞金は、支給規程に定める休養期間以前に復帰・出走した場合、支給済みの金額の一部について返還を求められる場合があります。当該事故見舞金がすでに会員に分配済みの場合は、前述「5. (5)」の事故見舞金返還義務出資金の対象となり、愛馬会法人は会員に返還を求めます。

iii 当該出資馬の売却代金の算出

a 牝馬（去勢馬を含む）について、競走馬として第三者に売却ができた場合は、その売却代金（消費税抜き）を会員に分配します。なお、後述「26. (2)③」に記載の第三者以外の登録馬主に売却する場合は、一律30万円（税込）が売却代金となり、消費税控除後の金額が会員に分配されます。

また、種牡馬となる場合には、その売却代金（種牡馬貯貸契約による場合の利益金を含む）の60%相当額（消費税控除後）を会員に対して分配します（詳細については、後述の「27. 当該出資馬が種牡馬となる場合について」を参照）。

b 牝馬については、当該出資馬の生産者（愛馬会法人に当該馬を提供した牧場。以後「生産(提供)牧場」という）等が募集総額の10%で買戻した代金（※ただし、消費税相当額を控除した額）となります。

ただし、当該牝馬が死亡した場合、この買い上げはあ

りません。また、当該牝馬が引退にあたり、競走能力を喪失した場合で、競走能力喪失に基づいて支給された事故見舞金及び競走能力喪失に基づく特約保険金（※前述「5. (3)②vii」参照）の合計額が、当該募集価格の10%相当額以上となる場合には、この買戻し代金ではなく無償にて生産(提供)牧場に譲渡されます。また、逆にこれを下回る場合にはその差額をもって買戻し代金とします。

iv J R A 源泉精算金

J R A（N A R の管轄する地方競馬主催者の場合があります）が賞金支払時に控除した源泉徴収所得税額は、クラブ法人の決算において法人税額に充当し精算します。精算後のJ R A源泉税は、J R A源泉精算金として、クラブ法人が愛馬会法人に支払い、支払いを受けた愛馬会法人は、会員に支払います（※後述「16. (2)年次分配」参照）。

v クラブ法人源泉精算金

クラブ法人が愛馬会法人に分配する際に係る匿名組合の利益分配より控除した源泉徴収所得税額は、愛馬会法人の決算において法人税額に充当し精算します。精算後のクラブ法人源泉税は、クラブ法人源泉精算金として愛馬会法人を通じて会員に支払います（※後述「16. (2)年次分配」参照）。

vi 消費税精算金

匿名組合契約に係わる税務規定にしたがって、営業者（クラブ法人及び愛馬会法人）は、匿名組合員（会員）に代わって消費税を確定申告します。営業者は、賞金分配等に際して消費税を預かり、また、競走馬の購入・預託料等の維持経費について、牧場・調教師等に税込みの金額で支払いますので、会員は、消費税を含んだ金額で、競走馬出資金・維持費出資金を支払います。営業者は、確定申告を通じて消費税の精算をし、その結果として、会員は、競走馬の購入代金及び預託料等維持経費に係わる消費税の合計額について消費税精算金として分配を受けます。当該精算金に係る会員の分配請求権は、運用終了時に生じます（後述「16. (3)引退精算分配」参照）。

なお、今後の税制改正並びに営業者の消費税申告において、競走馬の購入代金・預託料等の消費税が全額控除できなくなった場合など、営業者の申告内容が本項記載の内容と異なることとなった場合、当該精算金が減額もしくは分配対象ではなくなる場合があります。

vii 診療費補助金・装蹄費補助金

中央競馬馬主相互会から診療費補助金及び装蹄費補助金が支給されます。現役競走期間中に当該補助金が交付されている場合は、会員に受領権がありますが、運用終了・引退後に交付を受けた当該補助金については、愛馬会法人に受領権があるものとします。当該補助金は、当該出資馬に毎月生じる維持費と適宜相殺する方法により精算します。

14. 競走用馬ファンド（当該出資馬）の賞金から出費・拠出される管理報酬及び手数料について

(1) 賞金からの控除

クラブ法人は、当該出資馬が競馬に出走して得た賞金等から、以下の項目のうち①及び②に掲げる額をJ R A等により控除されて支払を受けます。

また、クラブ法人は、J R A等から支払われた金額から、以

下の項目のうち③及び④に掲げる額を控除し、このうちから⑤の源泉所得税を除いた額（獲得賞金等分配対象額）を愛馬会法人に支払います。支払を受けた愛馬会法人は、当該支払金額から、以下の項目のうち⑥に掲げる額を控除して会員の出資口数に応じて支払います。

① 進上金

当該項目は、当該出資馬を管理する調教師、厩務員及び当該出資馬に騎乗した騎手に対して支払われるものであって、平地競走の場合は、賞金（ただし、付加賞及び特別出走手当を除いた額）の20%を、付加賞の10%をそれぞれ乗じた額が支払われます。

また、障害競走の場合は、賞金（ただし、付加賞及び特別出走手当を除いた額）の22%を、付加賞の12%をそれぞれ乗じた額が支払われます。

② J R Aからの賞金交付時に係る源泉徴収所得税

当該項目は、当該出資馬が1回の出走につき得た賞金額が75万円を超えた場合には所得税が課税されることとなり、J R A等が賞金から源泉徴収所得税として控除します。

なお、源泉徴収所得税の計算方法は以下のとおりです。

○源泉徴収所得税の計算式

$$\text{賞金} - (\text{賞金} \times 0.2 + 60\text{万円}) \times 0.1$$

※当該源泉徴収所得税は、J R A源泉精算金として、クラブ法人の決算において法人税額に充当精算後に年次分配します。

③ 消費税

当該項目は、当該出資馬が1回の出走につき得た賞金から、以下の計算方法により控除されます。

○消費税の計算式

$$(\text{賞金} - \text{進上金}) \times 5 / 105$$

※1円未満は切り捨て。

※「5/105」は、本書面作成日現在の消費税率。税率変更とともに変更となります。

④ 営業者報酬（クラブ法人営業経費）

当該項目は、J R A等から支払われた賞金（ただし、特別出走手当は除く）の3%の額を、クラブ法人営業経費として賞金から控除します。

⑤ クラブ法人が愛馬会法人に分配する際の匿名組合の利益分配に係る源泉徴収所得税

○源泉徴収所得税の計算式

$$\text{クラブ法人が愛馬会法人に支払う利益分配額} \times 0.2$$

※当該源泉徴収所得税は、クラブ法人源泉精算金として、愛馬会法人の決算において法人税額に充当精算後に年次分配します。

⑥ 愛馬会法人が会員に分配する際の匿名組合の利益分配に係る源泉徴収所得税

当該項目は、愛馬会法人が利益分配額を支払う場合には所得税が課税されることとなり、愛馬会法人が利益分配額から源泉徴収所得税として控除します。

なお、源泉徴収所得税の計算方法は以下のとおりです。

○源泉徴収所得税の計算式

$$\text{愛馬会法人が会員に支払う利益分配額} \times 0.2$$

(2) 営業者の報酬

① クラブ法人の営業者報酬

- i 上記「(1)④」記載のクラブ法人営業経費（賞金〔特別出走手当を除く〕の3%）
 - ii 種牡馬売却手数料（消費税控除前の売却代金の40%）
 - iii 市場取引馬について、セレクトセール・プレミアムなど市場開設者から支給を受けた重賞競走優勝等に係わる奨励金に類する金品
- ② 愛馬会法人の営業者報酬
- i 入会金、会費及び賞品売却に際しての事務経費（※後述「24.」参照）
 - ii 種牡馬賃貸契約の場合の手数料（消費税控除前の純利益金の40%。「27. 種牡馬となる場合について」参照）

15. 分配に係る出資返戻金と匿名組合契約に基づく利益分配額への区分方法

獲得賞金等分配対象額（※前述「14.」記載のとおり）及びその他の分配のうち、①の金額から②の金額を控除した金額を限度として出資返戻金とします。

① 賞金等（引退精算金を含む）獲得時における競走馬出資金及び維持費出資金（初回金の25,000円〔1口当り〕を含む）、保険料出資金、海外遠征出資金、事故見舞金返還義務出資金の累積出資金額（過去に出資返戻金があった場合は当該金額控除後の金額）

② 競走馬の賞金分配月の前月末簿価

なお、上記金額の計算方法は以下の通りです。

○競走馬の賞金分配月の前月末簿価の算出方法

・競走馬の取得価格の算出

$$\text{取得価格} = \{\text{(競走馬の募集価格 - クラブポイント - 特別割引額)} + \text{(2歳1月～3月の預託料)}\} \times 100/105$$

※特別割引額は旧会員規約規定の制度

※一括払い（馬齢が1歳馬の間の出資申込み）の場合、「競走馬の募集価格」は2%引き後の価格

・減価償却累計額の算出

$$\text{取得価格} \div 48 \times (\text{2歳4月1日から賞金分配月の前月までの月数})$$

・前月末簿価の算出

$$\text{取得価格} - \text{減価償却累計額}$$

※1円未満は切り捨て。

※分配月：金融機関営業日、非営業日に係らず当該月の月末

※100/105は消費税率変更とともに改定されます。

獲得賞金等分配対象額のうち、出資返戻金以外の金額は匿名組合契約に基づく利益分配額となります。

16. 競走用馬ファンド（当該出資馬）の支払金の分配方法及び分配時期に関する事項

愛馬会法人は、支払金がある場合には、以下の月次分配、年次分配、引退精算分配の方法により、当該支払金のうち、利益分配額（※前述「15.」記載のとおり）にかかる源泉徴収額を控除して出資口数に応じて会員に支払います。したがって、月次分配、年次分配、引退精算分配は、当該収入を得た場合であって、必ずしも予定されたものではありません。

支払時期は、月次分配の賞金は、原則として、当該出資馬がJRA等の競走に出走した日の属する月の翌月末日、また、賞金以外の受領権に係る項目については、当該収入をクラブ法人が受領した日の属する月の翌月末日とします。年次分配は、計算期間終了後の翌年3月末日とします。また、引退精算分配は、当該出資馬の運用終了に際して会員が支払う最後の維持費出資金の自動振替が行われた月の月末とします。

いずれも月末（金融機関休業日の場合は翌営業日）に会員指定の金融機関口座へ振り込むとともに、原則として同月22日に会員に対して『ご請求とお支払金額のご案内』及び『出資金・分配金の計算書』を送付します。

(1) 月次分配

当該計算期間内（12月1日から11月30日）の出走により得た賞金、及び当該計算期間内に受領した賞金以外の受領権に係る項目の獲得賞金等分配対象額は、その出走、受領の属する月の計算期間に属し、翌月末日に分配します。

賞金（※控除される内容など分配方法は前述「14.」参照）及び、賞品売却分配金（消費税抜き）、事故見舞金、競走取り止め交付金（天候悪化等により競走が取り止めまたは不成立となった場合に交付）は、月次分配の方法により分配します。

なお、賞金のうち、海外遠征による競走については、収入費用の確定した日の計算期間内に属することとなり、その翌月末日に分配します。後述「26.」に記載のNAR在籍馬及び地方競馬指定交流競走に出走する場合などで、26日以降31日までに地方競馬の競走に出走した場合は、翌々月末日の分配となります。したがって、地方競馬指定交流競走等に11月26日から11月30日に出走した場合、収入費用の確定する12月（翌計算期間）に属することとなり、1月末日に分配します。

(2) 年次分配

当該計算期間内（12月1日から11月30日）に出走して獲得した賞金に係る、JRA等からの賞金交付時に係る源泉徴収所得税、並びにクラブ法人が愛馬会法人に分配する際に係る匿名組合の利益分配に対する源泉徴収所得税は、それぞれJRA源泉精算金、クラブ法人源泉精算金として、当該計算期間終了後の翌年3月末日に会員に分配します。年次分配における会員の分配請求権は翌年3月末日に生じ、分配金受取り時の計算期間の所得として扱われます。

(3) 引退精算分配

当該出資馬の引退・運用終了に際して、競走馬登録抹消給付金・同付加金、売却代金（消費税抜き。牝馬の場合に規定される買戻し売却代金を含む）、保険金（死亡・競走能力喪失の場合）、保険料解約返戻金、引退に係る事故見舞金、消費税精算金、及び運用開始にあたって会員が出資した維持費出資金の初回納付金（1口当り25,000円）は、引退精算分配の方法により分配します。引退精算分配は、競走馬登録の抹消・競走馬の死亡といった引退事由の生じた月の翌月の事務計算により金額が確定し、金額が確定した月の翌月末日に原則として分配が行われます。引退精算分配に係わる会員の分配請求権は、事務計算により金額が確定した日に生じます。

また、上記(2)の年次分配を予定していたJRA源泉精算金、クラブ法人源泉精算金は、運用終了に際して分配時期を繰り上げて、引退精算分配します。

(4) 適用除外（支払金の留保）

会員が、納入期限の到来した会費、競走馬出資金、維持費出

資金、保険料出資金並びにその他の競走用馬ファンドに係る追加出資金等が未納になっている場合は、当該会員に対する支払金の分配は保留します。完納後は、愛馬会法人所定の手続に従って会員に分配されます。

17. 運用終了（引退）時の支払について

(1) 引退精算分配の金額の計算方法

愛馬会法人は、当該出資馬の引退時に、当該出資馬に係る引退精算分配に係る分配金がある場合には、当該精算金額を出資返戻金と利益分配額に区分し、出資口数に応じて算出し、当該算出額から利益分配額に対する源泉徴収所得税（20%）を控除して会員に支払います。

(2) 支払方法及び支払時期

愛馬会法人は、当該精算金額を原則として、当該出資馬の運用を終了することとなった日の属する月の翌々月末日に、出資口数に応じて会員指定の金融機関口座へ振込みます。

なお、会員に対して事前に『ご請求とお支払金額のご案内』及び『出資金・分配金の計算書』を送付します。

18. 会員への運用状況の報告の方法、頻度及び時期

愛馬会法人は、金融商品取引法第42条七の定めに従って、運用報告書として、当該出資馬の運用状況、獲得した賞金等に関する『出資金・分配金の計算書』及び必要に応じてその補助明細書を、原則として毎月22日に会員に送付します。

19. 競走用馬ファンド（当該出資馬）に係る資産評価に関する事項

前記「18.会員への運用状況の報告の方法、頻度及び時期」を参照して下さい。

20. 計算期間に係る競走用馬ファンド（当該出資馬）の貸借対照表及び損益計算書の書類に関する公認会計士又は監査法人の監査を受ける予定の有無

当該出資馬に関する貸借対照表及び損益計算書の書類について公認会計士または監査法人の監査を受ける予定はありません。

21. 当該商品投資契約に係る紛議について

① 金商法第37条の7第2項第2号に規定の金融ADR制度（訴訟に代わる、調停・仲裁等当事者合意による紛議解決方法）に基づく指定第二種紛争解決機関の名称及び住所

- ・特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13 第3証券会館

② 当該商品投資契約に係る訴訟について管轄権を有する裁判所の名称及び住所

- ・東京地方裁判所 〒100-8920 東京都千代田区霞が関1-1-4
- ・東京簡易裁判所 〒100-8971 東京都千代田区霞が関1-1-2

22. 商品投資契約に係る法令等の概要

匿名組合契約は、商法535条から同法542条に規定されている匿名組合契約であって、匿名組合員となる出資者が営業者の営業のために出資し、その営業から生じる利益の分配を受ける契約です。匿名組合においては全ての営業が営業者の名前で行われるため、その営業のため取得された資産は全て営業者の所有に帰し、匿名組合員となる出資者は第三者に対して権利義務が生じませんが、自己の出資金及びそれより得られた利益を限度に責任を負担

します。

また、会員に対し交付する書面、不当な勧誘等の禁止等の行為については、金融商品取引法第38条及び第40条など、金融商品取引法の規定に基づいて行為規制を受けております。

なお、馬主登録、競走用馬としての登録及び抹消については、競馬法（昭和23年法律第158号）の規定に基づいて規制を受けております。

23. 愛馬会法人の本店において事業報告書を縦覧できる旨

前述「13. (2)」記載のとおり、顧客は事業報告書を縦覧することができます。

24. 賞品売却分配金の算出方法について

クラブ法人が馬主として得た、10万円を超える純金メダル、金製品、宝飾品等いわゆるJRA賞品（NARの管轄する地方競馬主催者の場合を含む。以下「競馬会賞品」という）については、オークションに準じた方法等により換価して収益金となり、出資金員に分配します。

ただし、10万円以下の比較的低価な賞品の交付を受けた場合や、冠スポンサー提供のいわゆる寄贈賞品（地方競馬の競走に優勝した場合に協賛者から授与される金品を含む）のほか、参加賞、盾、優勝馬のレイ、賞状、及び優勝DVD等については、受領権はクラブ法人にあり、会員に受領権はありません。

《オークション等についての取り決め事項》

a 愛馬会法人は、「競馬会賞品」について、受賞馬の出資者から購入者1名を募り、売却します。売却代金は、愛馬会法人の事務手数料21,000円（税込）及び当該売却代金に係る消費税を控除したうえ、賞品購入代金の振込を受けた翌月末に出資金員あてに分配します。購入希望者が複数の場合、所定の日時に抽選により購入者1名を決定します。なお、この分配の適用除外については、前述「16. (4)」と同様の扱いとなります。

b 購入価格は、純金メダル及び金製品については、金製品取扱専門業者の提示する市中時価が基準となり、購入希望者が現れない場合は専門業者に売却して換価します。なお、市中時価相当額が、JRA購買価格の6割に満たない場合は、例外的に、JRA購買価格の6割をもって購入価格とします。また、金製品以外の宝飾品等については、JRA購買価格の6割にて購入者を募りますが、この価格で購入希望者のない場合は、5割、4割、3割、2割、1割の選択制にて再度購入者を募り、最高額提示者を購入者とします。最高額提示者が複数の場合は抽選により購入者を決定します。この段階においても購入希望者のいない場合は、やむを得ないとして、愛馬会法人は生産（提供）牧場にJRA購買価格の1割にて換価します。なお、重賞競走のカップ等について、生産（提供）牧場から買い取り申し出のあった場合は、これを最優先の売却先として市中時価（金製品以外の宝飾品等についてはJRA等購買価格の6割）にて売却することがあります。

c 賞品の購入者は、購入代金を愛馬会所定の手続にしたがって銀行振込により直ちに納入します（ダイナースクラブカード会員の方を含む）。振込の遅延、購入の取り消しはできませんので、くれぐれも慎重に購入申込みをしてください。これに違反した場合、次回以降の賞品購入者になれません。また、あらたな出資申込みを受け付けかねます。他の出資者の

方のご迷惑がかかるないよう、厳しく取り扱わせていただきますのでご注意ください。

d 一般競走の優勝賞品（純金メダル）は、1月～3月の期間、JRAより送付されないことが通例となっていますので、送付され次第ご案内します。また、競走の主催者がJRAと異なる賞品取扱いを行う場合についても、これまでご説明の趣旨にそって事務取扱いをいたします。

25. 当該出資馬の海外遠征

当該出資馬を海外における競走に出走させる場合には、その出否を当該出資馬の所有権があるクラブ法人が決定し、愛馬会法人は会員に対してその旨を通知します。

出資馬の海外遠征に際して生じた、検疫・輸送の帶同人件費、登録料、海上保険等の経費については、当該出資馬の競走成績に関わりなく会員に負担義務があります。賞金等の受益権は、会員にあります。

海外遠征では、クラブ法人への賞金等の入金時期が遠征先の事情により異なり、また、遠征費用のすべてを把握するのに時間を要することから、愛馬会法人は、収入費用が確定し次第、分配・追加出資（※前述「5. (4)海外遠征出資金」参照）等の事務作業を行います。

海外遠征の場合の進上金の取扱いについては、控除率など遠征先の控除規定を優先しますが、この控除規定において本邦規定の調教師・騎手・厩務員が対象となっていない場合、本邦規定を準用します。また、JRA交付の褒賞金を受ける場合については、これを進上金の対象とします。

26. 地方競馬での運用と地方転籍について

(1) 地方競馬での運用

クラブ法人は、JRAの競走に出走させて運用することを目的に競走馬をJRAに競走馬登録します。ただし、地方競馬指定交流競走に出走させることは別に、JRAの競走馬登録を抹消して地方競馬に転籍のうえ、NAR管轄下の地方競馬の競走に出走させる場合があります。会員は、当該出資馬がJRA・NARのいずれに競走馬登録された場合においても、匿名組合契約が終了するまでの間、本書面に定める権利義務にしたがって、維持費出資金等の追加納入等を行い、また、賞金等の分配を受けます。

(2) 地方競馬への転籍とその判断

① JRAにて運用されていた当該出資馬を地方競馬に転籍させる場合について

JRAにて運用されていた当該出資馬は、地方競馬に転籍させて運用を継続する場合があります。より多くの収益を期待して地方競馬に転籍させるほか、次項②に掲げる「再度JRAに登録する制度」の利用を目的とする場合があります。

② JRA未勝利馬を地方競馬に転籍させた後再度JRAに登録する制度について

当該出資馬がJRAの平地競走において未勝利（平地重賞競走において2着のある場合を除く。未出走の場合を含む）の場合、3歳未勝利戦の番組終了と同時に、平地競走においては、原則いわゆるローカル開催にしか出走できなくなります。また、自動的に500万下条件に編入されますが、出走は、本賞金のある馬が優先されるため、本賞金が「0」の未勝利馬は最初に除外の対象となってしまいます。ただし、JRA

の競走馬登録を抹消した後地方競馬に転籍してJRAの定める成績（本書面作成時では、地方競馬の競走において2勝する）を挙げた競走馬については、再度JRAの競走馬登録を行った場合（以下本書面において「JRAの再登録」という）本賞金が「0」でなくなり、未勝利馬ゆえの出走制限を受けることなく出走できることとなります。当該出資馬がこの制度を利用してJRAの再登録を目的にNARに競走馬登録したうえ、地方競馬の競走において運用される場合があります。この場合においても前記(1)の運用方針にしたがって当該出資馬は運用されます。

③ 引退・運用終了の判断とその後の地方競馬への出走について

JRAの競走馬登録を抹消する、あるいはJRA未登録の当該出資馬の競走馬登録を行わないことをもって、引退・運用終了、匿名組合契約終了とする判断については、当該出資馬の運用継続による採算性を予測し、その時点での見通しとともにクラブ法人が行います。したがって、当該出資馬が未勝利馬の場合において、前項②記載の地方への転籍は必ずしも行われるものではありません。また、地方競馬に転籍後、地方競馬にて運用中に、引退・運用終了、匿名組合契約終了とする判断をとる場合がありますので、前項②記載の「JRAの再登録」は必ずしも行われるものではありません。

また、愛馬会法人と会員との間の当該出資馬の匿名組合契約が終了する際、当該出資馬が譲渡されることがあります。当該譲渡によりあらたに当該競走馬の所有権を取得した第三者もしくは営業者（クラブ法人・愛馬会法人）に関わりのある生産（提供）牧場の馬主登録者が、当該競走馬を地方競馬等の競走に出走させることのあることを、当該出資馬の会員は了承するものとします。クラブ法人は、かかる匿名組合契約終了とする判断について、出資会員の利益を最優先に誠実に行うものとします（ただし、その判断の結果責任を負うものではありません）。当該出資馬が牡馬またはせん馬の場合で、第三者以外（営業者に関わりのある生産（提供）牧場の馬主登録者等）に競走馬として譲渡される場合の譲渡価格は売買実例を基に30万円（税込）とします。牡馬の場合は、前述「13. (6)③iii b」に記載の代金（募集価格の10%）が会員に分配されます。

27. 当該出資馬が種牡馬となる場合について

(1) 転用の可否、転用時期、繫養先等の決定者

当該出資馬の種牡馬への転用の可否、転用時期、繫養先等は、クラブ法人が決定します。但し、種牡馬としての価値が比較的高額となる場合には、売却する方法ではなく、次項③に掲げる種牡馬賃貸契約を締結する方法を採ることがあります。この場合、クラブ法人は当該出資馬の所有権を愛馬会法人に返還するものとし、愛馬会法人が種牡馬賃貸に関する諸事項を決定します。

(2) 繫養先並びに売却価格等の決定方法

種牡馬転用時の評価（売却価格もしくは賃貸価格）は、競走成績、血統背景、景気動向等による需要予測、過去の類似売買（もしくは賃貸）実例などを参考にして、売却先または賃貸先（繫養種馬場）と協議の上決定します（無償で寄贈する場合があります）。種牡馬として売却できた場合の売却代金については、その売却代金（消費税込み）の40%を営業者の報酬とし（前述「14. (2)営業者の報酬」を参照）、残額の60%相当額（消費

税控除後)が会員に分配されます(前述「13.(6)③iii a」参照)。繁養先については、抜群の種牡馬繁養実績及び財務的安定性に鑑みて社台スタリオンステーションを繁養先の最有力候補としつつ、その他の繁養先を選択することもあります。

(3) 種牡馬賃貸契約の概要について

種牡馬賃貸契約の契約内容については、個々によって一部異なる場合がありますが、概ね次の形式となります。

クラブ法人が競走馬登録を抹消した当該出資馬の所有権は、愛馬会法人に返還されます。愛馬会法人は、契約開始から複数年(最長5年)にわたり当該出資馬を第三者(前述の社台スタリオンステーションを含む)に賃貸します。得られた賃貸収入から繁養経費(預託料、保険料、種牡馬登録料等)を除いた純利益金のうち60%(消費税控除後)が会員に対する獲得賞金等分配対象額となります(「13.(6)③iii a」に記載する「当該出資馬の売却代金の算出」及び「14.(2)②」に記載する「営業者の報酬」を参照)。愛馬会法人は、獲得賞金等分配対象額のうちから匿名組合契約に関わる源泉徴収所得税(20%)を控除のうえ、各年度の種付シーズン終了後に出資口数に応じて会員あてに分配します。導入初年度に受胎率保険に加入するほか、その後の傷害や疾病による当該年度の種付頭数減少、受胎率の低下及び種付不能など不測の事態については、一部の免責事項を除いて保険により補填される仕組みを採用しており、あらかじめ予定した賃貸収入が会員に分配される内容が基本となります。賃貸期間終了後は、残存簿価相当額(残存簿価が10万円以下の場合は10万円とします)で繁養先に譲渡されます。